

## 介護保険料を滞納していると

### 保険給付に制限が加えられます

介護保険は「介護をする人をみんなで支えよう」とする制度です。

その運営に必要な保険料を滞納されると、ご自分が介護サービスを利用する時に、その未納期間に応じて保険給付の制限を受けることとなります（左表参照）。

必要な時に必要なサービスが受けられないなどということがないように、介護保険料の納付をお願いします。

納付が難しい場合には、早めにご相談ください。

※65歳以上の方、またはその属する世帯の生計維持者がつぎのような事情がある場合には、保険料を減免または徴収を猶予することがあります。

- ① 震災などの災害により住宅、家財などに著しい損害を受けたとき
- ② 死亡または心身に重大な障害を受け、もしくは長期入院により収入が著しく減少したとき

③ 事業の廃止や失業などにより収入が著しく減少したとき

④ 新型コロナウイルス感染症などの理由により収入が著しく減少したとき

〔相談窓口はこちら〕

○ 保険給付については、福祉保健課

☎ 83-2777

○ 保険料の納付相談については、住民課

☎ 83-2190

#### 【保険料を納めないでいると】

○ 1年以上滞納すると  
サービスを利用した時に費用がいったん全額自己負担となります。（ただし、申請により後で保険給付分が支払われます。）



○ 1年6カ月以上滞納すると  
保険給付の一部または全額が差し止めとなります。なお滞納が続く場合は、差し止めている保険給付費から滞納している保険料が差し引かれます。



○ 2年以上滞納すると  
サービスを利用した時の自己負担が1割（または2割）から3割に引き上げられます。また、高額介護サービス費などが受けられなくなります。

介護保険給付の制限  
家族介護者教室事業

#### 家族介護者教室事業

食べ物の飲み込みが困難な時の

## トロミを付けた食事

～ 飲みもの編 ～



日にち: 3月27日(月)

時間: 13:30~15:00

会場: 保健福祉センター  
2階 栄養指導室

食べ物や飲み物の誤嚥(気管に入ってしまうこと)を防ぐためトロミを付ける方法があります。

今回はトロミの付け方や飲む時の姿勢などについて、町の管理栄養士と奥多摩病院の理学療法士の講話を予定しています。また当日は普段からなじみのある「お茶」と「みそ汁」に実際にトロミを付ける体験も予定しています。ご家族を介護されている方、飲み込みが不安になってきた方、トロミを付けた食事に興味のある方など、どなたでもご参加いただけます。※炭酸飲料にトロミを付けた飲み物の試飲も予定しています。



【定員】10名

【参加費】無料

要予約

【申し込み・問い合わせ】

☎0428-83-8555

奥多摩町地域包括支援センター（担当:小峰・関口）